

平成24年8月施行

A-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、Aは、その旨を総務大臣に届け出て、そのB、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとするB、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、Cを省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	工事が落成したとき	無線設備	その一部
2	工事落成の期限の日になったとき	無線設備	当該検査
3	工事が落成したとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	当該検査
4	工事落成の期限の日になったとき	電波の型式、周波数及び空中線電力	その一部

A-2 次の記述は、義務航空機局の送信設備の有効通達距離について述べたものである。電波法施行規則（第31条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

義務航空機局のAの周波数を使用する送信設備及びBの送信設備の有効通達距離は、C（当該航空機の飛行する最高高度について、次に掲げる式により求められるDの値がC未満のものにあつては、その値）以上であること。

$$D = 3.8 \sqrt{h} \text{ キロメートル}$$

h は、当該航空機の飛行する最高高度をメートルで表した数とする。

	A	B	C
1	J3E 電波又は H3E 電波 2,850kHz から 17,970kHz まで	ATC トランスポンダ	314.8キロメートル
2	J3E 電波又は H3E 電波 2,850kHz から 17,970kHz まで	機上 DME	370.4キロメートル
3	A3E 電波 118MHz から 144MHz まで	ATC トランスポンダ	370.4キロメートル
4	A3E 電波 118MHz から 144MHz まで	機上 DME	314.8キロメートル

A-3 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A-4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、A又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害をBならない。ただし、Cについては、この限りでない。

	A	B	C
1	他の無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2	他の無線局	与えない機能を備えなければ	遭難通信
3	重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4	重要無線通信を行う無線局	与えない機能を備えなければ	遭難通信

A-5 次の記述は、航空機局の通信連絡について述べたものである。電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局（当該航空機のAに関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。）又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、Aに関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- ② 責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他のBを経由して行うことができる。
- ③ 交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

	A	B	A	B
1	搜索救難	航空局	2 搜索救難	航空機局
3	航空交通管制	航空機局	4 航空交通管制	航空局

A-6 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効到達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- 3 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持している

かどうかを試験しなければならない。

- 4 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A-7 次に掲げる場合のうち、航空移動業務の通信において121.5MHzの電波を使用することができるときに該当しないものはどれか。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 急迫の危険状態にある航空機の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、通常使用する電波が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- 2 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- 3 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- 4 航空機の正常運航に関する通信を行うとき。

A-8 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとするAによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、Bでなければ呼出しをしてはならない。

A	B
1 電波の周波数	その通信が終了した後
2 電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
3 電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
4 電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後

A-9 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の3、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出し及び応答は、「(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回 (2) こちらは1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回」をそれぞれ順次送信して行うものとする。
- 2 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 3 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確かであるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A-10 遭難通信を受信した航空局のとるべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第171条の3及び第172条の3）の規定に照らし、遭難通信の取扱いとして、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 航空局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならず、これに回答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 4 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して、当該遭難通報を送信すること。
- (2) 当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知すること。

A-11 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、Bことができる。

- | A | B |
|------------------------|-------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 二以上の航空局にあてる |
| 3 最も近くにある航空局 | あて先を特定しない |
| 4 最も近くにある航空局 | 二以上の航空局にあてる |

A-12 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、A（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次の(1)から(5)までに掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) B又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3) 遭難の種類
- (4) 遭難したC
- (5) 遭難した航空機の位置、高度及び針路

- | A | B | C |
|--------|-------------|-----------------|
| 1 遭難信号 | 遭難した航空機の運行者 | 航空機の機長の求める助言 |
| 2 遭難信号 | 遭難した航空機の識別 | 航空機の機長のとらうとする措置 |

- | | | | |
|---|------|-------------|-----------------|
| 3 | 警急信号 | 遭難した航空機の識別 | 航空機の機長の求める助言 |
| 4 | 警急信号 | 遭難した航空機の運行者 | 航空機の機長のとらうとする措置 |

A-13 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-14 次の記述のうち、免許状に記載した事項に変更を生じたときに、免許人がとらなければならない措置に該当するものはどれか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 1箇月以内にその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 その免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

B-1 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条及び第19条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算してにおいて総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務航空機局の免許の有効期間は、①にかかわらず無期限とする。
- ③ 航空局の免許の有効期間は、とする。

④ ③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③の規定にかかわらず、この一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。

⑤ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前「ウ」を超えない期間において行わなければならない(注)。

注 無線局免許手続規則第17条(申請の期間)第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

⑥ 総務大臣は、電波法第7条(申請の審査)の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、「エ」を与える。

(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) 「オ」 (4) 運用許容時間

- | | | | |
|---------------|-------------------------|------------|-------|
| 1 10年を超えない範囲内 | 2 5年を超えない範囲内 | 3 5年 | 4 10年 |
| 5 6箇月以上12箇月 | 6 3箇月以上6箇月 | 7 無線局の予備免許 | |
| 8 無線局の免許 | 9 実効 ^{よく} 輻射電力 | 10 空中線電力 | |

B-2 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、「」内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。

① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、「ア」行われる「イ」を「ウ」してはならない。

② 無線局の取扱中に係る「イ」の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

③ 「エ」がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、「オ」に処する。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 総務省令で定める周波数の電波により | 2 特定の相手方に対して |
| 3 暗語による無線通信 | 4 無線通信 |
| 5 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 | 6 傍受 |

- 7 無線通信の業務に従事する者
8 無線従事者
- 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
10 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

B-3 次の記述は、航空局等が航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行われる緊急通信を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空局及び航空機局は、無線電話による緊急信号を受信したときは、アを行う場合を除き、少なくともイ継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② 無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われなかつた又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ③ ②の緊急通信がウ行われるものでないときは、航空局又は航空機局は、②にかかわらずエの電波により通信を行うことができる。
- ④ 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにオに通報する等必要な措置をしなければならない。

- 1 遭難通信 2 航空機の安全運航に関する通信 3 10分間
4 3分間 5 自局に対して 6 自局の付近において
7 緊急通信に使用している周波数以外の周波数 8 責任航空局が許可した周波数
9 航空交通管制の機関 10 その航空局又は航空機の責任者

B-4 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることができる処分該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しの処分
イ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
ウ 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
エ 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
オ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分

B-5 航空移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌を次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 国際航空に従事する航空機の航空機局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。
- オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。

B-6 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則（第40条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、アに正しく調整した正確な時計を備え付ける。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に責任を負う全時間中イとする。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機のウに不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求するエを維持する。更に、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係のオに通知することなくエを中止してはならない。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| 1 協定世界時（UTC） | 2 所属する国又は地域の標準時 | 3 無休 |
| 4 随時 | 5 安全及び正常な飛行 | 6 効率的な飛行 |
| 7 聴守 | | |
| 8 通信連絡 | 9 航空局又は航空地球局 | 10 運航管理機関 |